

# 第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン (改訂案)

平成27年5月

(平成28年6月改定)

京都府防災会議

# 第一 総 則

## 1 策定趣旨

平成27年5月に改定を行った新たな京都府戦略的地震防災対策指針(以下「戦略指針」という。)で定めた減災目標等を達成するため、戦略指針で体系化した「6つの政策目標」及び「17の具体目標」と「55の施策項目」ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

なお、推進プランは、「戦略性の確保」「実効性の確保」「透明性の確保」を基本的な考え方として策定する。

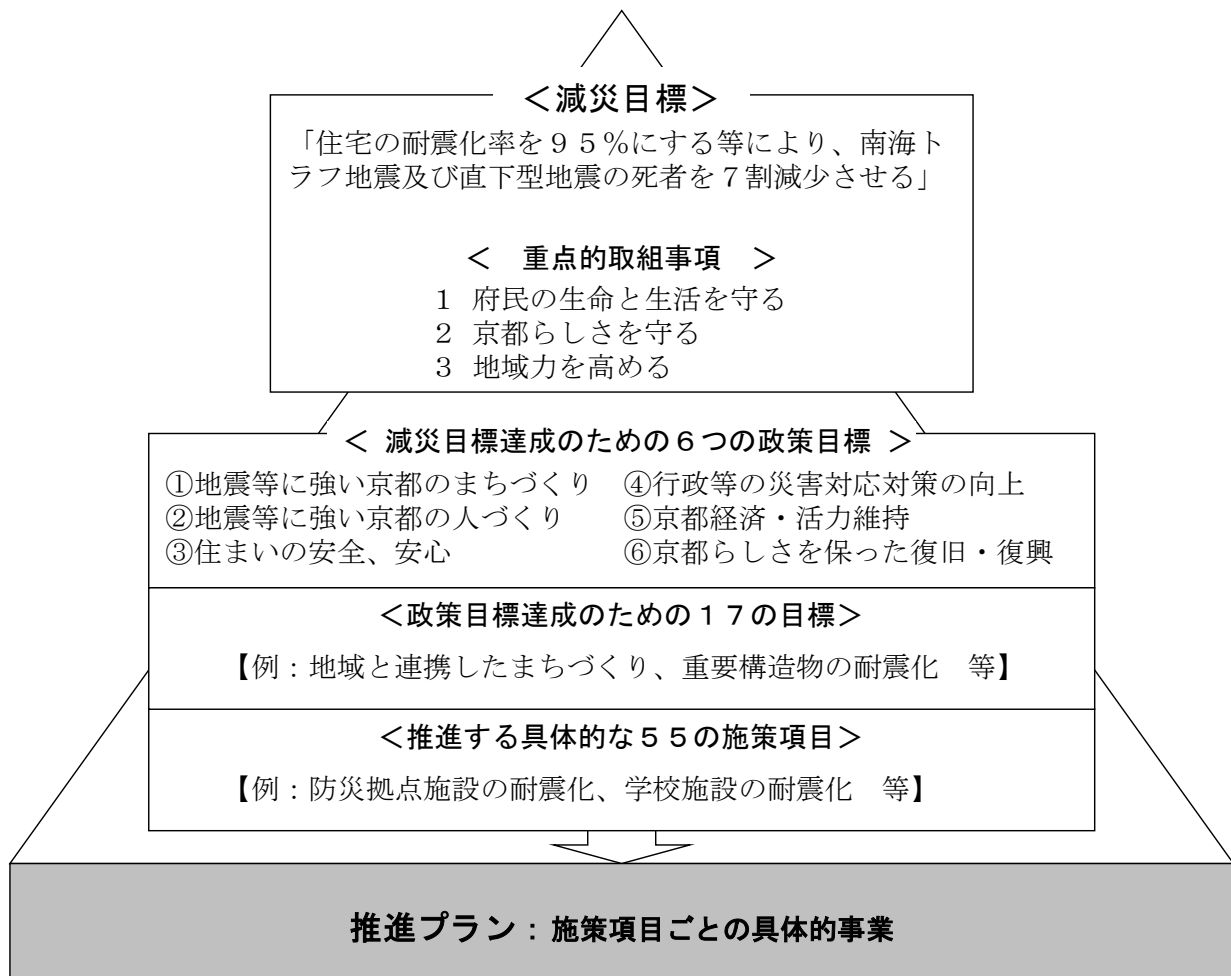
## 2 計画期間

推進プランの計画期間は、戦略指針の計画期間である平成27年度～平成36年度の前半の平成27年度～平成31年度(5年間)とする。

## 3 戦略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針で掲げた各目標を達成するための具体の取組内容、数値目標、達成時期、実施主体等を盛り込んだ戦略指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



## 4 推進プランの実施主体

戦略指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、『第三「戦略指針の目標達成の具体的事業」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。併せて、例えば環境を目的とした事業であっても地震防災対策に繋がる事務・事業についても幅広く記載する。

## 5 戦略性の確保

戦略指針で掲げた重点的取組事項（府民の生命と生活を守る、京都らしさを守る、地域力を高める）に沿って事業を推進する。

### （1）「府民の生命と生活を守る」

建物の倒壊を防ぎ人的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化、公共施設の耐震化、地震に強いまちづくり等の取組を推進する。

特に、家庭における防災対策や多くの府民が利用する施設や防災拠点となるべき公共施設の耐震化は、府民の生命を守る上で直接的な効果を発揮することから、耐震化事業を積極的に推進する。

### （2）「京都らしさを守る」

文化財・景観や観光客の保護、大学や企業の事業継続体制の確保など京都らしさを守る取組を京都市を始め、関係市町村と連携して推進する。

### （3）「地域力を高める」

府民の防災意識の向上や地域防災力の向上等、地域力を高める取組については、府民運動を展開し、積極的に推進する。

## 6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等に応じた地震防災対策を推進する。

### （1）地震のリスク

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

#### ①南海トラフ地震

発生確率が高いとされる南海トラフ地震については、山城地域、京都市及び南丹地域を中心として、死者約900人、全壊・焼失建物約70,000棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

## ②直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、南海トラフ地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層」地震では、死者 6,900 人、全壊建物 148,400 棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

とりわけ、個別の断層では、国は「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震の発生確率を相対的に高いと公表しており、京都市及び山城地域では、これらの断層により著しい被害が想定されており、主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にある。

また、中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に国土交通省が発表した断層モデル等を基に、平成 27 年度に津波浸水想定を実施したところ最大 10.9m の津波水位が想定された。これを踏まえ、平成 28 年度には、被害想定の実施や津波災害警戒区域等の指定を行うこととしている。

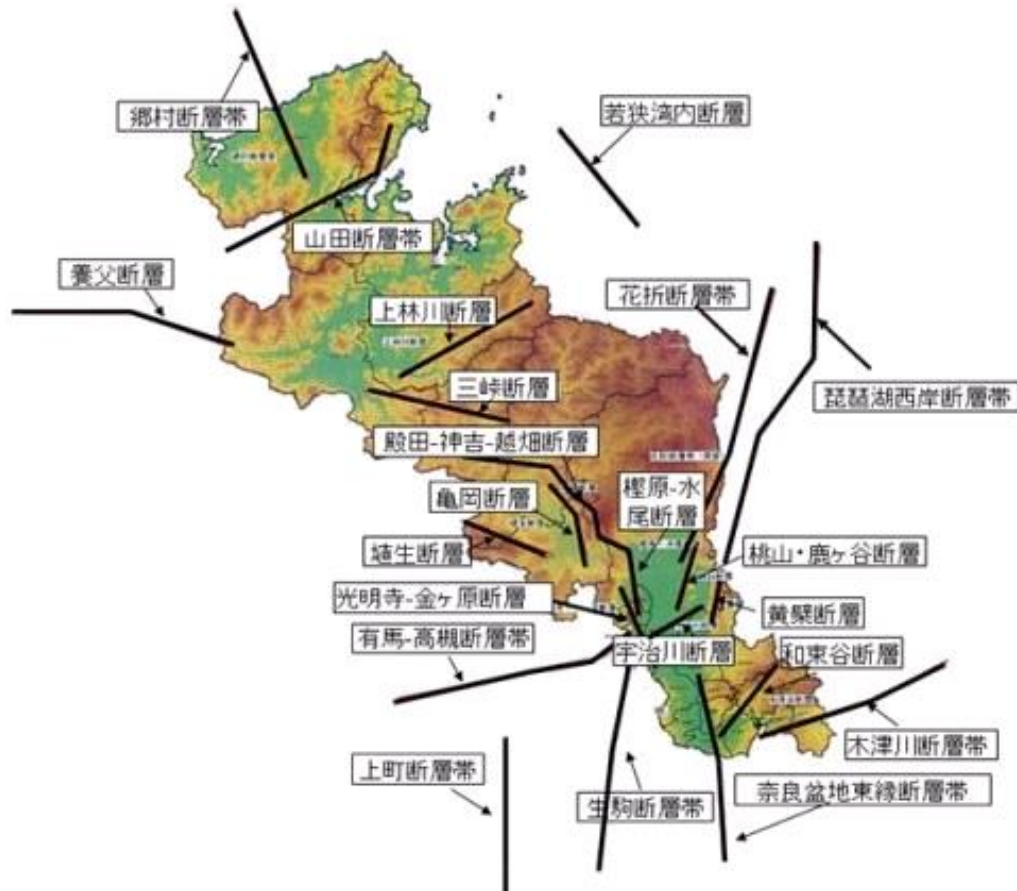
### 【地震のリスク】

地震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
南海トラフ地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度 6 強。全域にわたり震度 5 弱から 6 弱の揺れによる大きな被害が想定 ○今後 30 年で、70%程度の発生確率				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。			液状化等により建物被害が想定されるが、相対的に被害は軽微である。自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。	
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度 6 強～7 の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、鳥取西部地震や中越地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層(発生確率)	花折(ほぼ 0~0.6%)、檜原-水尾(ほぼ 0~0.8%)、殿田-神吉-越畑(ほぼ 0~0.8%)、有馬-高槻(ほぼ 0~0.03%)、埴生(不明)、琵琶湖西岸(北部 1~3%、南部ほぼ 0%)			山田(不明)、郷村(ほぼ 0%)、若狭湾内(不明)、養父断層(不明)	
	桃山-鹿ヶ谷(ほぼ 0~0.6%)、黄檗(不明)、奈良盆地東縁(ほぼ 0~5%)、上町(2~3%)、生駒(ほぼ 0~0.1%)、宇治川(不明)、木津川(ほぼ 0%)、和束谷(不明)		三峠(0.4~0.6%)、上林川(不明)		
			亀岡(ほぼ 0~0.8%)		
	光明寺-金ヶ原断層(ほぼ 0~0.8%)				

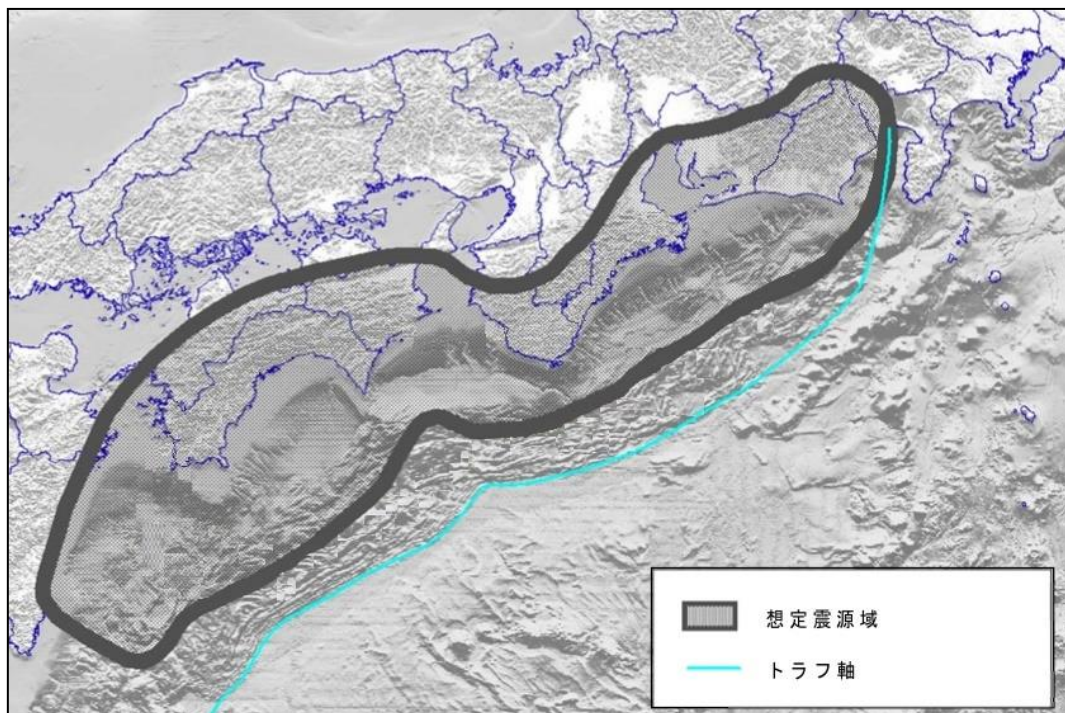
※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、参考資料として後掲する。

[参考資料]

【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】



【想定される南海トラフ地震の震源域の位置】



【地震発生確率と想定被害数量】

断層名		最大 予測震度	今後30年以内の 発生確率 地震調査研究推 進本部公表値 (H27.1.1基準)	人的被害					建物被害		
				死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半 (棟)	焼失建 物 (棟)
					重傷者 (人)	軽傷者 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	7	ほぼ0～0.6%	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	ほぼ0～0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層		6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯		7	ほぼ0～5%	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100
西山断層帯	亀岡断層	7	ほぼ0～0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	椋原-水尾断層	7	ほぼ0～0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	ほぼ0～0.8%	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	ほぼ0～0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層		7	0.4～0.6%	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600
上林川断層		7	—	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700
若狭湾内断層		5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯		7	—	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200
郷村断層帯		7	ほぼ0%	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300
上町断層帯		6弱	2～3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯		7	ほぼ0～0.1%	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500
琵琶湖西岸断層帯		6強	北部:1～3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	ほぼ0～0.03%	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯		7	ほぼ0%	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100
埴生断層		7	—	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500
養父断層		7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層		6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震		6弱	—	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断層名		最大 予測震度	今後30年以内の 発生確率 地震調査研究推 進本部公表値 (H27.1.1基準)	人的被害					建物被害		
				死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半 (棟)	焼失建 物 (棟)
					重傷者 (人)	軽傷者 (人)					
南海トラフ地震		6強	約70%	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的特性や地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【各地域の社会的特性等】

区 分		山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域	
全般的特性		都市部	都市部	都市・農村部併存	農村部	農村部	
地理特性	面積	553.99 k m <sup>2</sup>	827.90 k m <sup>2</sup>	1,144.28 k m <sup>2</sup>	1,241.83 k m <sup>2</sup>	840.19 k m <sup>2</sup>	
	概要	京都盆地と河川周辺で平地が広がり、その他は丘陵及び山地からなる。		亀岡盆地と河川周辺の平地と山地からなる。	福知山盆地と河川と海岸の河口付近で平地が広がり、その他は山地からなる。		
社会特性	人口(人口数)	712,928人 (1,287人)	1,468,649人 (1,774人)	142,565人 (125人)	204,995人 (165人)	105,898人 (126人)	
	高齢化率	23.6%	23.9%	26.2%	28.3%	32.4%	
	事業所数	22,094所	73,391所	5,351所	9,366所	7,712所	
地震対策等の推進状況	耐震率	住宅	73.9%	77.7%	68.5%	60.5%	48.2%
		公共	87.2%	93.5%	75.5%	82.2%	74.2%
	自主防	72.1%	100.0%	99.0%	68.6%	94.4%	
	常備消防	72.8% 897(0.13)人	96.3% 1,865(0.13)人	85.3% 186(0.13)人	76.4% 295(0.14)人	73.4% 185(0.17)人	
	消防団	93.7% 3,884(0.55)人	85.9% 4,269(0.29)人	95.7% 3,205(2.21)人	88.3% 3,973(1.90)人	91.5% 2,610(2.58)人	
	土砂災害	1,029箇所	1,222箇所	1,913箇所	2,966箇所	1,717箇所	
	孤立集落	48箇所	23箇所	72箇所	193箇所	65箇所	
	概要	<p>○今後、急速な高齢化が予想される。</p> <p>○自主防災組織の組織率が低い。</p> <p>○企業、大学、NPOなど多様な主体との連携が可能である。</p> <p>○ライフライン・公共交通機関等に強く依存しており、これらの機能低下は、府民生活や社会経済活動に多大の支障が生じ、多数の避難者や帰宅困難者を発生させる。</p>	<p>○文化財が集中している。</p> <p>○観光客が多い。</p> <p>○企業や大学等が多く存在している。</p> <p>○自主防災組織の組織率は100%である。</p>	<p>○公共施設の耐震化率が低い。</p> <p>○南部地域では、市街地が密集して広がっている。</p> <p>○北部地域では、中山間地、山間部が多く、過疎・高齢化が進展している。</p> <p>○自主防災組織の組織率が高い。</p> <p>○中山間地、山間部では土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。</p> <p>○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。</p>	<p>○自主防災組織の組織率が低い。</p> <p>○住宅の耐震化率が低い。</p> <p>○過疎・高齢化の傾向が顕著で、今後の進展により共助機能の維持が困難となることも想定される。</p> <p>○中山間地、山間部が多く、土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。</p> <p>○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。</p> <p>○日本海に面した地域では津波による被害が想定される。</p>	<p>○公共施設の耐震化率が低い。</p>	

注) 自主防：自主防災組織の組織率

常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率

( )内は、人口100人当たりの消防職員数

消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、( )内は、人口100人当たりの消防団員数

土砂災害：土砂災害危険箇所数

孤立集落：孤立の可能性がある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

### (3) 地震リスクと社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域で推進すべき対策及び5つの地域ごとの地震リスクや社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

#### ①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、海溝型地震である南海トラフ地震の被害も想定されるため、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

##### ○南海トラフ地震

山城地域、京都市及び南丹地域は、南海トラフ地震により大きな被害が想定されているため、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、中丹・丹後地域は、南海トラフ地震により、沿岸や川沿いなどの地域で液状化による被害が想定されるが、他の地域と比べ相対的に被害は軽微であり、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

##### ○直下型地震

京都市及び山城地域では、発生確率が相対的に高いと公表されている「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震により著しい被害が想定されるなど主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にあるため、特に地震防災対策を積極的に推進しなければならない。

一方、南丹・中丹・丹後地域においても甚大な被害が想定される活断層が多数存在することから、地震防災対策を推進しなければならず、加えて、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震等により発生する津波への対策を講じる必要がある。

#### ②全地域において推進すべき対策

- ・ 公共施設、住宅、民間施設の耐震化を推進する。
- ・ ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・ 家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・ 消防団、自主防災組織の活性化など地域防災力を向上する。

#### ③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

##### 【山城地域】

- ・ 人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、密集市街地対策や不燃化対策を推進する。
- ・ ライフラインが発達しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推



進する。

- ・自主防災組織の組織率が低いため、組織率向上対策を推進する。
- ・今後、急速に高齢化が進展するため、要配慮者対策を推進する。
- ・家庭内備蓄等自助の取組を強化する。

### **【京都市域】**

- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、京都らしい景観に配慮しながら、密集市街地対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインが発達しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。
- ・文化財の保護対策を推進する。
- ・観光客の保護、避難誘導等の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等の事業継続対策を推進する。
- ・消防団員が年々減少しており、地域での防災活動や大規模災害時の対応への影響が懸念されるため、魅力ある消防団づくりや募集活動の強化を推進する。
- ・家庭内備蓄等自助の取組を強化する。

### **【南丹地域】**

- ・公共施設の耐震化率が低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・南部では、市街地が密集して広がっているため、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、密集市街地対策や不燃化対策を推進する。
- ・北部では、過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

### **【中丹地域】**

- ・耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・自主防災組織の組織率が低く、組織率向上対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。
- ・ハザードマップの作成や避難訓練の実施など津波対策を推進する。

### 【丹後地域】

- ・住宅の耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。
- ・ハザードマップの作成や避難訓練の実施など津波対策を推進する。

## 7 戦略指針及び推進プランの実施について

### (1) 実施体制

#### ① 全庁体制の確保

京都府は、副知事を本部長とする「京都府戦略的地震防災対策推進本部」の下で、全庁での推進体制を確保して地震防災対策を推進する。

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：危機管理監 本部長：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 <b>防災消防企画課長、災害対策課長、原子力防災課長</b> 、警察本部警備部警備第一課長 (事務局： <b>防災消防企画課</b> )

#### ② 多様な主体との連携

京都府は、戦略指針及び推進プランに基づき、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、各広域振興局管内ごとの地域防災対策連絡会等の活用や京都府・京都市防災対策連絡協議会など、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

なお、市町村は、京都府地震被害想定調査結果等を踏まえた減災対策を講じる上で主体的な役割を果たすことが期待される。

#### ③ 広域連携

今後、発生確率の高い南海トラフ地震のような超広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、関西広域連合との連携を図ることなどにより、広域連携体制を強化する。

### (2) 目標

推進プランに盛り込む事務・事業については、戦略指針に掲げた減災目標や主要な施策項目の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事務・事業については、達成しようとする目標の内容をできる限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、推進プランの内容を見直し、改訂する。

### (3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理

府防災会議に設置し、外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に、戦略指針及び推進プランの進捗管理を行う。

### ①部局の予算要求に当たっての評価

防災消防企画課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価を付して、総務部へ提出する。

### ②戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査

防災消防企画課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、6つの施策と55の施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。

### ③戦略指針及び推進プランの進捗状況の評価

事務・事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の施策の状況を見ながら、施策全体として、減災という大きな目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。戦略指針及び推進プランの進捗状況と評価結果は毎年度、京都府防災会議に報告・公表する。

### ④透明性の確保

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する。事業の進捗状況は部会等を通じて公表し、透明性を確保する。

### ⑤府民意識調査

防災消防企画課は府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価する。

### ⑥指針及び推進プランの見直し

部会による評価の結果や社会情勢の変化、府民意識調査の結果等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

## 第二 京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

次表は、戦略指針に掲げた「重点的取組事項」と「6つの政策目標」に基づき、同指針に記載された施策項目をマトリクスの形式で整理したものである。なお、表中<重点>と記載した項目については、戦略指針で示された重点的取組事項を含み、特に優先度が高いものとして取り組むべき重点取組項目である。

減災目標	住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる			
	重点的取組事項			
	府民の生命と生活を守る	京都らしさを守る	地域力を高める	
6つの政策目標	1 地震等に強い京都のまちづくりを進める	<重点> 1-1-1 危険地域の指定等を進める 1-1-2 ハザード情報の一元化を進める <重点> 1-1-4 火災発生防止対策を進める <重点> 1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める <重点> 1-2-2 学校施設の耐震化を進める 1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める 1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める 1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める 1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する <重点> 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める <重点> 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める <重点> 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める <重点> 1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 1-3-5 津波に強い施設整備を進める 1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する(再掲)	1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める	1-1-2 ハザード情報の一元化を進める 1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める <重点> 1-1-4 火災発生防止対策を進める <重点> 1-2-2 学校施設の耐震化を進める <重点> 1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める
	2 地震等に強い京都の人づくりを進める	2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める 2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う <重点> 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する 2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む	2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める <重点> 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する	<重点> 2-2-1 地域の「つながり」を高める 2-2-2 地域の防災意識を高める <重点> 2-2-3 減災に向けて地域で行動する 2-3-1 学校での防災教育を充実する 2-3-2 学校の危機管理体制を強化する <重点> 2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う <重点> 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する
	3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る	3-1-1 住まいの耐震診断を進める <重点> 3-1-2 住まいの耐震改修等を進める <重点> 3-1-3 室内の安全対策を進める 3-2-1 災害後の仮住まいを確保する 3-2-2 住まいの再建を支援する	3-1-1 住まいの耐震診断を進める <重点> 3-1-2 住まいの耐震改修等を進める	
	4 行政等の災害対応策の向上を図る	<重点> 4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する 4-1-2 通信の手段を確保する 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める 4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する 4-1-5 応援・支援体制を強化する 4-1-6 府民への広報活動を確立する <重点> 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる 4-2-2 被災者の生活対策を支援する <重点> 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う 4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う 4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う 4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う 4-2-9 災害後の仮住まいを確保する(再掲) 4-2-10 生活再建を支援する 4-2-11 廃棄物処理を進める	4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する 4-2-2 被災者の生活対策を支援する 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う <重点> 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する 4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う 4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う	4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する 4-1-6 府民への広報活動を確立する <重点> 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う <重点> 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する 4-2-10 生活再建を支援する
	5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する	<重点> 5-1-1 京都全体のBCPを進める	<重点> 5-1-1 京都全体のBCPを進める	5-2-1 地域の活力を維持する
	6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する	<重点> 6-1-1 観光客等を保護する	<重点> 6-1-1 観光客等を保護する 6-1-2 観光産業を再興する <重点> 6-2-1 伝統・文化を守る	<重点> 6-2-1 伝統・文化を守る

### 第 三 戦略指針の目標達成の具体的事業

下記において、戦略指針で体系化した各施策項目ごとに定めた防災戦略の内容及び主要な施策項目について設定した目標を再掲し、それを推進するための具体的事業に担当部局等（実施主体）を明記するとともに、進捗状況の調査先を●で表記して記載する。

また、戦略指針で重点的取組事項とされた施策項目を<重点>で示し、対応する事業を◎で表記する。なお、具体事業で達成年度が記入していないものは、推進プランの計画期間内に実施することとする。

#### 1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。

このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。

また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じるため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。

これら施設等の整備やインフラ等の耐震化などのハード対策を行うとともに、災害危険情報の整備・共有を行い、地震等の対応に関し、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。

なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。

1-1 地域と連携したまちづくりを進める		
1-1-1 危険地域の指定等を進める<重点>		
1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す	●建設交通部
2	◎津波災害による危険地域の指定等を進める【新規】 <平成 28 年度までに津波災害警戒区域等の指定を行う> ・津波浸水想定図を作成する ・津波被害想定を実施する	●府民生活部
3	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する【新規】	●農林水産部
1-1-2 ハザード情報の一元化を進める		
4	○災害危険情報の整備・公表を行う【新規】 ・各種ハザード情報を重ね合わせて表示させる機能を付加する	●府民生活部、政策企画部

1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める		
5	○市町村単位で国、府、市町村等で組織する協議会組織を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う【新規】 ・設置を求める市町村での協議会組織の設置 ・全市町村で災害危険情報を周知する ・作成を求める市町村での地域ごとの防災計画の作成	市町村、●府民生活部
6	○地域ごとに自主的に防災活動について協議する協議組織を設置するよう支援する【新規】	●市町村、地域
1-1-4 火災発生防止対策を進める<重点>		
7	○住宅用消火器等の普及・啓発を図る【新規】	●市町村
8	◎京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計 168 基整備 (H23~27 年度)	●府民生活部、市町村、消防組合
9	○災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動について啓発を図る【新規】	●府民生活部
1-2 重要構造物の耐震化を進める		
1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める<重点>		
10	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村
11	◎府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を計画的に進める <平成 31 年度までに防災拠点全体で耐震化率 90%を目指す>	●府民生活部、総務部、施設所管部局
12	◎市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成 31 年度までに防災拠点全体で耐震化率 90%を目指す>	●府民生活部、市町村、消防組合
13	○警察本部、警察署の耐震化を図る【新規】 <平成 31 年度までに耐震化率 85%を目指す>	●警察
14	○府建築物耐震改修促進計画等により、防災拠点建築物を指定し、耐震化を進める【新規】	●建設交通部、府民生活部、施設所有者
完了	○府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める	府民生活部
完了	○窓ガラスの飛散防止対策を進める ・飛散防止フィルムの貼付を実施	府民生活部
1-2-2 学校施設の耐震化を進める<重点>		
15	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁
16	◎公立小・中学校の耐震化を進める <平成 27 年度末までのできるだけ早期に耐震化完了を目指す>	市町村、●教育庁
17	○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める <平成 30 年度までに耐震診断率概ね 100%を目指す> <できるだけ早期に耐震化率 100%を目指す> ・H21 年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」（府独自で 1/6 を国制度に上乗せ補助）により耐震化を推進	●文化スポーツ部、私学

18	○府立学校の耐震化を進める ＜平成 28 年度末までに耐震化率 100%を目指す＞	●教育庁
19	○大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進 ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発	●各大学等、府公立大学法人、府民生活部
一部完了	・附属病院外来棟、臨床医学舎の新築事業	
20	○公立幼稚園の耐震化を進める ＜平成 28 年 4 月までに耐震化率 100%を目指す＞	●教育庁、市町村
21	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材においても耐震化を促進する【新規】 ＜平成 28 年 4 月までに公立幼稚園、小・中・高等学校のつり天井対策の完了を目指す＞	●教育庁、市町村
1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める		
22	○府内の全ての災害拠点病院（13 病院）の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の 2 病院の耐震化完了（H22～H27 年度）	●健康福祉部、日赤等医療機関
23	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進（H22～H27 年度）	●健康福祉部、施設管理者（市町村、独立行政法人、医療法人等）
24	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める ＜社会福祉施設の耐震化率 94.5%を目指す＞ ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・民間保育所の耐震化促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●府民生活部、施設管理者（市町村、各法人等）
25	○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する ＜平成 29 年度末までに整備対象となった施設について整備を完了させる＞ ・平成 26 年度消防法施行令改正に伴い、新たにスプリンクラー整備対象となった施設の整備を進めるとともに、義務化対象外の施設についても整備を促進する。	●健康福祉部、施設管理者等
1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める		
26	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画を策定する【新規】	●建設交通部、市町村
27	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・大規模建築物の耐震診断結果の報告を求める ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者



28	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、丹後文化会館	●文化スポーツ部
29	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、市町村
30	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める【新規】	●建設交通部、施設所有者
31	○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準について業界団体等への指導・啓発する	●建設交通部
1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める		
32	○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施	●府民生活部
33	○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	●建設交通部、市町村
34	○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施し、順次耐震改修を進める	●関西電力
35	○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持	●大阪ガス、●府LPガス協会
1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める		
36	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度：設備資金等への融資 ※優遇税制：耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却	●建設交通部、建物所有者、府民生活部、市町村
37	○中規模ホテル・旅館の耐震化を進める【新規】	●商工労働観光部、府民生活部、市町村
1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する		
38	○公共施設等総合管理計画を策定する【新規】 ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁
1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める		
1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める<重点>		
39	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ・新たに開通した高速道路等を踏まえた緊急輸送ネットワーク計画の更新を図る	●建設交通部
40	◎府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める <平成27年度までに全道路橋の耐震改修を完了させる>	●建設交通部
41	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	●近畿地方整備局

42	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ＜五箇年で法面総点検要対策箇所19箇所の工事完了を目指す＞ ・第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める（第一次緊急輸送道路は完了済み）	●建設交通部
一部完了	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める	
43	○京都縦貫自動車道を全線整備する	●建設交通部
44	◎府建築物耐震改修促進計画等により、緊急輸送道路等を指定し沿道建築物の耐震化を進める	●建設交通部、市町村
45	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ＜五箇年で異常気象時通行規制区間内法面総点検要対策箇所4箇所の工事完了を目指す＞	●建設交通部
46	○市町村管理の道路の改良整備を進める	●市町村
47	○耐震対策の必要な施設（国管理）の調査を実施する	●近畿地方整備局
48	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋等4施設（天神川 JR 交差部、天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部）の耐震補強を実施 ・城陽排水機場の耐震詳細設計を実施	●建設交通部
49	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	●市町村
50	○港湾施設の整備を進める ・耐震強化岸壁及び緊急輸送道路の、維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・多目的国際ターミナルの整備（京都舞鶴港国際ふ頭） ・国際フェリーターミナルの整備（京都舞鶴港前島ふ頭）	●建設交通部
51	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	●近畿地方整備局舞鶴港湾事務所
52	○漁港施設の耐震化を進める	●農林水産部
53	○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設（地震計設置箇所4箇所） ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強（耐震補強整備箇所3箇所） ・落橋防止対策（落橋防止設置箇所4箇所） ・駅舎耐震補強（旧耐震設計駅舎1駅（山科駅完了）） ・吊り手の整備（吊り手増設34両→52両） ・単柱橋脚の耐震診断（橋梁の単柱橋脚の耐震診断）	●JR西日本京都支社、JR西日本近畿統括本部
54	○鉄道駅の耐震化を進める ・駅舎や高架橋の耐震化状況を調査する	●建設交通部、鉄道事業者、阪急電鉄、京阪電気鉄道
一部完了	○鉄道駅の耐震化を進める ・重要駅の耐震補強事業への支援 ＜府内の利用者1万人以上/日の駅舎耐震化完了＞ ・耐震化工事の実施（阪急電鉄、京阪電気鉄道）	

1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める<重点>		
55	◎急傾斜地に係る土砂災害危険箇所（3,765箇所）の内、要対策箇所(1,339箇所）の対策工事を進める ＜平成31年度までに18箇所の工事完了を目指す＞	●建設交通部
56	○ため池の防災対策を進める ・平成25年度実施の一斉点検の結果に基づき、ため池の整備を進める	●農林水産部、市町村
57	○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・山地災害危険地区（5,076地区）について、必要に応じて現地調査を行い、緊急性の高い箇所から整備を行う	●農林水産部
58	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を完了させる	●農林水産部
1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める<重点>		
59	◎府営水道施設の耐震化を進める ＜平成28年度までに乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を完了させる＞ ＜府営水道の基幹管路耐震化率56.3%を目指す＞ ・宇治系送水管路の耐震化対策の実施	●環境部
一部完了	○府営水道施設の耐震化を進める ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物（沈殿池・ろ過池）の耐震化対策の完了	
60	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化等を進める ・浄水施設、基幹管路等の耐震化の推進	●環境部、市町村
61	○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める ＜平成28年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す＞ ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進	●環境部、市町村
62	◎流域下水道施設についての耐震化を進める ＜平成28年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す＞ ・5つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠（緊急輸送路・鉄道横断部）の耐震化	●環境部
63	○工業用水道施設の耐震化を進める ・長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施	●環境部
一部完了	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の27年度完成に向けて耐震化工事を実施する	
64	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	●環境部、市町村等
65	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保 ・電力保安用通信ルートの2ルート化	●関西電力
一部完了	・高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価（H22年度）	

66	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続） ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持（設置完了済） ・供給エリアのブロック化及びガバナー遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持（構築完了済）	●大阪ガス
67	○LPガス供給施設の耐震化等（液状化対策含む）を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進	●府LPガス協会
68	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 ＜60km→95km（H26年度）（※京都市内の地中化を計上）＞ ・京都府内の所管施設（38施設）の耐震化（耐震化率50%→100%継続実施） ※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改	●NTT西日本
69	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化	●NTTドコモ関西
70	○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施	●KDDI
1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める<重点>		
71	◎密集市街地対策を進める ＜平成32年度までに密集市街地の解消を目指す＞ ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施	●建設交通部、市町村
72	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難路4.06km（H23～H27） ・電線共同溝4.46km（H23～H27）	●市町村
73	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する ・都市計画区域を有する全22市町で都市計画マスタープランを策定する	●建設交通部、市町村
74	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の生け垣化に対する啓発・助成制度の実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進 【先進】ブロック塀の生垣化に対する助成（京都市、宇治市、長岡京市）	●建設交通部、●市町村、府民生活部、施設所有者
75	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を啓発する ・屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	●建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者
76	○全市町村で災害の種類別に指定緊急避難場所の整備・指定をする【新規】	市町村、●府民生活部

77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る 例) ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等	市町村、●府民生活部
78	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置	府民生活部、●建設交通部、市町村
79	○全市町村で指定避難所を整備、指定する【新規】	市町村、●府民生活部
80	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化について調査・検討を行う	●建設交通部、市町村
81	○全沿岸市町が津波ハザードマップに基づき津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	市町村、●府民生活部
1-3-5 津波に強い施設整備を進める		
82	○津波に強い施設整備を進める【新規】 ・海岸施設の点検を実施する ・津波浸水想定に基づき、避難施設、避難路等を整備する	●建設交通部、●農林水産部、●市町村
1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する[再掲]		
83	○公共施設等総合管理計画を策定する【新規】 ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁

## 2 地震等に強い京都の人づくりを進める

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたと言われている。また、東日本大震災では、行政職員や庁舎等が津波によって大きな被害を受ける等、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。

こうした点からも大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。

このため、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。

府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進める。

なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震については、東南海・南海地震や東海地震を包括した地震であることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。

また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。

2-1 家庭で取り組む（自助）		
2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める		
84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る	●府民生活部、府民、 家庭
85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●府民生活部
完了	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する	府民生活部
2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する		
86	○家庭における防災対策を進める 例)・家庭での防災会議の実施（避難場所、避難経路、連絡方法など） ・家庭で3日分（できれば1週間分）の備蓄（飲料・食料、薬など）の推進 ・緊急持出物品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●府民生活部、府民、 家庭
87	○災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する 例)・災害発生後3日間を生き抜くための備蓄推進運動 ・家具の転倒防止推進運動	●府民生活部、府民、 家庭
2-2 地域で取り組む（互助・共助）		
2-2-1 地域の「つながり」を高める<重点>		
88	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	●府民生活部、地域
89	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	●府民生活部、地域
90	○防災資機材の整備を進める	●府民生活部、地域
91	◎自主防災組織の活性化を支援する ＜自主防災組織率100%を目指す（H30）＞ 例)・パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施 ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催 ・防災訓練の実施 ・防災資機材の整備の支援 ・優良団体の表彰及び優良事例の府HPによる紹介 ・優良な取組事例集の作成 ・家具転倒防止対策の支援策の検討[再掲]	●府民生活部、市町 村
92	○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する	市町村、●府民生活 部
93	○地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	●農林水産部

2-2-2 地域の防災意識を高める		
94	○地区防災計画を作成する【新規】 ・地域ごとに意見交換しながら防災活動についての計画を作成するよう支援する ・地域住民が作成した計画を市町村地域防災計画に掲載するよう努める	●市町村、地域
95	○地域でマイ防災マップを作成する（全市町村） ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等をしながら地域の危険箇所を確認する	市町村、地域、●府民生活部
96	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	●府民生活部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織
97	○地域での防災教育を継続して実施する 【先進】南丹セーフティーキッズ認定事業（南丹広域振興局）	●府民生活部、市町村
98	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●府民生活部、市町村
99	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する 例)・町内防災声かけ運動 ・町内防災お助けマップ作成運動 ・防災マップづくり推進運動 ・避難所再発見運動	●府民生活部、地域
100	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める【新規】	●農林水産部、市町村
2-2-3 減災に向けて地域で行動する<重点>		
101	◎消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足 ・女性団員増	●府民生活部、市町村
102	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る 【先進】消防団充実強化実行チーム（京都市）	●府民生活部、市町村
103	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	●府民生活部、市町村
2-3 学校で取り組む（共助）		
2-3-1 学校での防災教育を充実する		
104	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例) DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村

105	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・市町村や地域（消防署・消防団・自治会等）、専門家等と連携した防災教育を広げる。 例）市町村や自治会等と連携した避難訓練への参画、防災マップづくり、起震車乗車体験、防災ワークショップの実施等	●教育庁、学校、市町村、京都大学防災研
106	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色教育推進補助事業	●文化スポーツ部
2-3-2 学校の危機管理体制を強化する		
107	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、府民生活部、市町村、文化スポーツ部
108	○学校の危機管理体制を強化する ・全校で毎年、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の確認・改善を実施	●教育庁、学校、市町村、文化スポーツ部
2-4 組織で取り組む（共助）		
2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める		
109	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター
110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める  【先進】 京都学生消防サポーター（京都市）	●府民生活部
111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する 例）・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進	●府民生活部、企業、大学、地域、市町村
112	○災害ボランティアの受援体制を強化する ・段階に応じた専門分野ごとに重層的な研修を継続的に実施 ・広域災害図上訓練の実施	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター
113	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る	●府看護協会



2-5 行政が支援する（公助）		
2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う		
114	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発	●府民生活部、●知事室長 G、市町村
115	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	●府民生活部、市町村
116	○緊急地震速報について啓発する	●京都地方気象台
117	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する	●府民生活部、●京都地方気象台、市町村
118	○平成 29 年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する【新規】	府民生活部、●市町村
119	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」「地域防災力づくり事業」での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年 9 回のパネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、府民生活部
120	○家庭内、企業内で 3 日分の備蓄（できれば 1 週間分）の推奨についての啓発等の実施	●府民生活部、市町村
121	○大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める ・府全域の大規模盛土造成地の調査を行い、マップの作成・公表を行う	●建設交通部、市町村、事業者
122	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する【新規】 ・表彰制度を創設する ・毎年表彰を行う	●府民生活部
2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する<重点>		
123	◎自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める <年間 50 人の育成を目指す> ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会（DIG 研修含む）の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●府民生活部、市町村
124	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・職員出前語らいの実施（25 回）	●府民生活部、市町村
125	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施	●府民生活部

126	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●府民生活部、市町村、消防組合、企業
127	○外国人が参加する訓練や災害時ボランティア研修に継続して取り組む ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援するボランティアの研修を継続して実施する。	●知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部
128	◎平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する	市町村、●府民生活部
129	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する【新規】	●農林水産部、市町村
130	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	●府民生活部、市町村
131	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ関西等
2-6 多様な視点で取り組む		
2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む		
132	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	●府民生活部
133	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する	●府民生活部
134	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 ・女性警察官の対応能力の向上	●府民生活部、●警察

### 3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。

また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。

こうしたことから、府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。

3-1 住宅の安全対策を進める		
3-1-1 住まいの耐震診断を進める		
135	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施（小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会） ・講演会、リーダー研修の実施等	●府民生活部、市町村

136	<p>○木造住宅等の耐震診断を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府住宅耐震診断事業の周知等</li> <li>・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報</li> <li>・耐震診断の助成制度について、府全域での実施</li> <li>・伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める</li> </ul> <p>【先進】コミュニティ施設耐震診断費補助事業（綾部市、京丹波町）</p> <p>【先進】「京町家の限界耐力計算による耐震設計及び耐震診断・耐震改修指針」を策定し耐震改修の助成事業の実施（京都市）</p> <p>【先進】京町家耐震診断士派遣事業（京都市）</p>	●建設交通部、市町村
137	<p>○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5箇年で2,000人の耐震診断士の養成・登録を目指す</li> </ul>	●建設交通部、市町村
3-1-2 住まいの耐震改修を進める<重点>		
138	<p>◎木造住宅等の耐震改修を進める</p> <p>&lt;平成 36年度までに耐震化率を95%に近づける&gt;</p> <p>※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに住宅の耐震化率を95%とすることを目標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知</li> <li>・耐震改修助成制度の府全域での実施</li> <li>・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施（京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催）</li> <li>・より使いやすい耐震改修の支援の検討</li> <li>・住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する</li> <li>・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用</li> </ul> <p>【先進】京町家等耐震改修助成事業（京都市）</p> <p>【先進】分譲マンション耐震改修助成事業（京都市）</p>	●建設交通部、府民生活部、市町村
139	○住宅関連業界と連携し、補助制度の周知および改修事例集の活用や出前講座等による啓発を実施する	●建設交通部
140	○市町村営住宅の耐震化を進める	●市町村
141	○府営住宅の耐震化を進める	●建設交通部
完了	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する	建設交通部、市町村
完了	○耐震改修のモデル（費用等）を提示する	建設交通部、府民生活部
3-1-3 室内の安全対策を進める<重点>		
142	<p>◎各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める</p> <p>&lt;平成31年度までに家具固定率55%を目指す&gt;</p>	●府民生活部、市町村

	<p>&lt;平成36年度までに減災化住宅(注)率を97%に近づける&gt;</p> <p>(注) 減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの</p> <p>※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成37年度までに減災住宅率を97%とすることを目標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進</li> <li>・家具転倒防止対策等へ助成の検討</li> <li>・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる</li> <li>・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討、<b>実施</b></li> <li>・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する</li> </ul> <p>【先進】 自主防災組織の取組支援（家具転倒防止板の提供）（京都市）</p> <p>【先進】 家具転倒防止器具設置事業（久御山町）</p> <p>【先進】 家具転倒防止事業（宇治田原町）</p>	
143	○府民による室内安全対策（家具の固定化、ガラスの飛散防止）の取組状況を調査する【新規】	●府民生活部
3-2 地震後の住まい再建の最適化を進める		
3-2-1 災害後の仮住まいを確保する		
144	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める	●建設交通部、●府民生活部、市町村
	・応急仮設住宅の建設にあたっての市町村との連携強化を図る	
145	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	●建設交通部、市町村
146	○応急仮設住宅建設のための体制を整備する	●建設交通部、●府民生活部、健康福祉部、市町村
	・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う	
	・マニュアルに則した訓練の実施	
	【先進】 防災協力農地登録制度（向日市）	
147	○発災時に民間施設等を一時利用できる体制を整備する	●建設交通部、●府民生活部、市町村
	・災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める	
3-2-2 住まいの再建を支援する		
148	○地震保険の普及啓発を図るとともに、補完的役割となる「住宅再建共済制度」を全国規模で構築できるよう取組を進める	●府民生活部
完了	○被災建物の解体・除却マニュアルを作成する	府民生活部

#### 4 行政等の災害対応策の向上を図る

府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有する。

このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を国際規格（ISO22320）に基づき構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。

また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。

4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める		
4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する<重点>		
149	○府災害対策本部を備えたセンターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する ・災害対応型自動販売機の設置を進める 【先進】緊急時における NTT 京都支店の 11 施設の使用協定締結	●府民生活部、総務部、政策企画部、施設所管部局、消防組合
150	○市町村災害対策本部機能の代替施設を確保する【新規】	●市町村
151	○警察本部機能を確保する【新規】 ・警察本部の施設の機能向上を図る ・本部代替施設の通信機能等の向上 ・各署の代替施設の確保	●警察
152	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担を見直す【新規】	●府民生活部
153	○計画、マニュアル、資料が一体となった分かり易い地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する	●府民生活部
154	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	●府民生活部
155	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施	●市町村
156	◎南海トラフ地震防災対策推進計画を整備する <平成 28 年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す>	●市町村
157	○全市町村の地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	●市町村
158	○業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する	●府民生活部、全部局
159	◎平成 31 年度までに全市町村において、業務継続計画を策定する	●市町村
160	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	●府民生活部、市町村
161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●府民生活部
162	○災害対策活動の初動体制を整備する	●府民生活部、市町村、防災関係機関
163	○府災害対策本部運用マニュアルを見直し、改善する	●府民生活部

164	○職員の安否確認体制の確立	●府民生活部
165	○職員用備蓄を進める	●府民生活部
166	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練（年1回）、地震対策図上訓練（年1回）の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関
167	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	●府民生活部
168	○具体の地震災害シナリオを作成する	●府民生活部
169	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関
170	○複合災害を想定した訓練を実施する	●府民生活部
171	○災害対策本部立ち上げ訓練等（訓練内容改善）を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部
172	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施	●府民生活部、市町村
173	○近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する（H26.8直近改訂） ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所
174	○国の地方機関における連携体制を確保する【新規】 ・第二地方合同庁舎における機関横断的な非常時対応マニュアルを策定する	●近畿財務局京都財務事務所
完了	○防災マニュアルを整備する（災害発生時における行動マニュアル策定）	中部近畿産業保安監督部近畿支部
<b>4-1-2 通信の手段を確保する</b>		
175	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●府民生活部
176	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	●府民生活部、市町村
177	○災害に強い情報通信基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化の継続や衛星インターネット回線の導入	●政策企画部、市町村
178	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	●政策企画部
179	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●府民生活部
180	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：マイクロ無線、警察：警察無線、消防：消防無線（H27年度までにデジタル化整備）、JR西日本：鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察、●府内消防本部、●JR西日本

181	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置（災害用伝言ダイヤル171の開設等） ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	●NTT 西日本、NTT ドコモ関西
182	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI
183	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備（1箇所） ・緊急時の連絡体制の強化（さらなる通信設備の整備）	●京都中央郵便局、 ●府トラック協会
184	○警察無線を充実させる【新規】 ・本部代替施設の通信機能の向上 ・各警察署に衛星電話機等の通信機能を整備	●警察
185	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●府民生活部、●市 町村、●警察、●自 衛隊、●海上保安本 部、●近畿地方整備 局等
4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める		
186	○新防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●府民生活部、市町 村
187	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●政策企画部、府民 生活部、建設交通部
188	○新たな防災情報システムの整備を行う	●府民生活部
4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する		
189	○防災・防犯メール登録者数の拡大 <登録者10万人を目指す>	●府民生活部、市町 村
190	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	●政策企画部
191	○スマートフォンを活用し多言語で観光防災情報を提供する【新規】	●政策企画部
192	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長 G、府民 生活部

193	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討	●府民生活部、市町村
194	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話（メール機能を含む）、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●府民生活部、市町村
195	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	●府民生活部、国、 ●建設交通部、市町村、●環境部
完了	○全市町村で J-ALERT 整備する	府民生活部、市町村
完了	○統合型 GIS を活用した災害情報の提供体制を構築する	政策企画部、府民生活部
完了	○次世代震度情報ネットワークを構築する(H22 年度)	府民生活部、京都気象台
完了	○エリアメールの導入の検討を進める	府民生活部
4-1-5 応援・受入体制を強化する		
□ 防災関係機関との連携・応援体制を強化する		
196	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施 ・南海トラフ地震訓練の実施	●府民生活部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO
197	○関係機関との連携会議を開催する（各年 1 回） ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●府民生活部、市町村、防災関係機関
198	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結	●府民生活部、市町村
199	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等	●府民生活部、建設交通部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局
200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する	●近畿地方整備局



201	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTT グループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTT グループとしての総合防災演習の実施	●NTT 西日本、NTT ドコモ関西
□ 広域的な災害に備える		
202	○広域防災活動拠点の整備を進める	●府民生活部、建設交通部、防災関係機関
203	○国や他地方公共団体（遠隔都道府県含む）との連携強化を進める	●府民生活部、防災関係機関
204	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域災害への対応を整備する	●府民生活部
205	○関西広域応援・受援実施要綱に基づき、広域的な応援体制を強化する	●府民生活部、防災関係機関
206	○関西広域の連携訓練の実施	●府民生活部
207	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部
208	○広域避難に係る手順書を関係機関と連携し定める ・協定締結関係機関等との訓練の実施	●府民生活部
209	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施	●府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察
完了	○市町村の地域防災拠点施設を整備する（宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市）	市町村
4-1-6 府民への広報活動を確立する		
210	○応援協定に基づきコミュニティ FM との連携体制を整備する ・実践的な訓練を継続して行う	●知事直轄、府民生活部
211	○被害者への家族等の安否情報の回答のあり方について検討する【新規】	●府民生活部
212	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●府民生活部、建設交通部
完了	○危機管理ポータルサイトを整備する（H22年度）	府民生活部
完了	○海拔の表示を進める	市町村
4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する		
4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる<重点>		

213	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施	●府民生活部、●市町村、●警察、●自衛隊、●海上保安本部、●近畿地方整備局等
214	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村
215	◎救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村
216	◎消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実（装備、本部体制、指令） ・府立消防学校の機能充実	●府民生活部、市町村、消防組合
217	○警察部隊の装備資機材等を充実する【新規】 ・個人装備品・備蓄物資の整備計画の推進 ・装備資機材の計画的整備	●警察
218	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●府民生活部、市町村
□ 災害時の医療体制を整備する		
219	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関
220	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針を策定する ・災害医療コーディネーターの運用について協議する ・SCU（広域医療搬送拠点）の整備について検討する	●健康福祉部、日赤等医療機関
221	◎京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成（260名）を進める ・京都 DMAT 養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関
222	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する	●健康福祉部
223	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保（医師会間の被害状況報告連絡網の整備）	●健康福祉部、府医師会、府民生活部
224	○災害時医療救護活動マニュアルに基づいた訓練を実施する	●府医師会

225	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合
226	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部
227	○ドクターヘリを導入する ・関西広域連合による共同運航	●健康福祉部
228	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる【新規】 ・JMAT 京都(日本医師会災害医療チーム)に参加し、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会
□ 亡くなられた方の対策を行う		
229	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、●健康福祉部
230	○埋火葬広域連携体制を確保する ・広域火葬計画の策定	●健康福祉部
231	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部
4-2-2 被災者の生活対策を支援する		
□ 避難所の整備・円滑な運営を行う		
232	○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、施設所管部局、教育庁、市町村
233	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館等民間施設の活用について検討を進める	●市町村、府民生活部、商工労働観光部
234	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	●府民生活部、市町村
235	○自立できる避難所として太陽光発電などを整備する	●環境部、府民生活部、市町村
236	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアルを作成する	市町村、健康福祉部、●府民生活部
237	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する【新規】 ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●府民生活部
238	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	●府民生活部
239	○避難所にWi-Fi設備を整備する【新規】	●政策企画部
240	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察

□ 保健・衛生対策を実施する		
241	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・ 衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ・ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及	●健康福祉部、府民生活部、市町村
242	○住民、避難者の健康管理体制を確保する	●健康福祉部、府民生活部、市町村
243	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・ 応援協定の実効性の確保 ・ ペット等の対応マニュアルの普及	●健康福祉部、農林水産部、市町村
244	○被災者のメンタルケアの充実を図る ・ 他府県等、外部からの派遣、支援の受入体制の整備を検討する	●健康福祉部
245	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	●健康福祉部
246	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・ 応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村
247	○京都府地震防災事業緊急五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する	市町村、●府民生活部
248	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・ 非常用電源対策の推進	●環境部、市町村
249	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・ アスベスト、PCB などの適正処理の推進	●環境部、市町村
完了	○ペット等の対応マニュアルを作成する	健康福祉部、市町村
完了	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	健康福祉部
4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う<重点>		
250	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・ 災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部
251	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・ 災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部、市町村
252	◎災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・ 各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る 【先進】統合型 GIS を活用し、災害時要配慮者情報を関係機関と共有するためのマップシステムを開発（精華町）	●健康福祉部、市町村、府民生活部
253	○要配慮者の避難体制を確保する ・ 全市町村で個別避難計画を策定する	市町村、●健康福祉部、府民生活部等
254	○外国籍府民のための日本語ボランティアを充実する【新規】 ・ ボランティア登録者の増加 ・ ボランティア員のレベルアップ	●知事室長 G、府国際センター

255	○意思疎通支援者（手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者）の養成を進める 【先進】聴覚障がい者防災マニュアルの作成（城陽市）	●健康福祉部、市町村
256	◎福祉避難サポートリーダーを養成する ・平成28年度までに1000人の養成を目指す	●健康福祉部、市町村
257	○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する	●健康福祉部、市町村
258	○避難所における要配慮支援を進める ・全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・すべての小学校区で福祉避難所、福祉避難コーナーを設置する	●健康福祉部、市町村
259	○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する ・生活相談事業（5ヶ国語による生活相談の実施） ・日本語指導事業（日本語教室の開催）	●知事室長 G、府国際センター
260	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	●健康福祉部
261	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部
完了	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	市町村、健康福祉部、府民生活部
完了	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	健康福祉部、市町村、府民生活部
4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う		
262	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める <平成30年度までに充足率100%を目指す>	●府民生活部、健康福祉部
263	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」等に基づき、市町村が必要な備蓄量を整備する【新規】 <平成30年度までにすべての重点備蓄品目について全市町村の合計充足率100%を目指す>	市町村、●府民生活部
264	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する【新規】	●府民生活部
265	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を構築する	●府民生活部、健康福祉部、市町村、近畿運輸局
266	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	●府トラック協会
267	○災害時の対応能力を向上させる【新規】 ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会
268	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を整備する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与	●府民生活部、健康福祉部
269	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●府民生活部、市町村

270	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する【新規】	●市町村
271	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める【新規】 ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通規制表示板、信号機電源付加装置の整備）	●警察
272	○応急給水（井戸水を利用など）の確保体制を整備する ・給水車の整備 【先進】京都市災害時協力井戸制度（京都市） 【先進】宇治市災害時給水協力井戸（宇治市）	●環境部、市町村
4-2-5 NPO・ボランティアと連携する<重点>		
273	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する ・災害時初動支援チームの登録者に研修を行う	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター
274	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・全市町村で災害ボランティアセンターの常設化を目指す	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部
275	◎平成31年度までに大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する【新規】 ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●府民生活部
276	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局
4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う		
277	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通情報板の整備）	●警察
278	○災害時の交通体制を整備する <5箇年で300箇所の整備を進める> ・信号機電源付加装置の整備 ・道路啓開体制の確保	●警察、●建設交通部
279	○放置車両の撤去に伴う民間団体、道路管理者との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	●警察
280	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する	●環境部
281	○全市町村で水道震災対策行動マニュアルの整備を目指す	市町村、●環境部
282	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する	●近畿地方整備局
283	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	●府民生活部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等
284	○列車脱線復旧訓練を実施する（1～2回/年）	●JR西日本京都支社

285	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局
286	○電力安定供給への体制を充実させる ・災害時初動対応体制の充実	●関西電力
287	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る（計画の策定）	●北近畿タンゴ鉄道
288	○地震訓練等を実施（年1回）する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガス
289	○地震想定訓練を実施（年2回）する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練（復旧訓練、炊き出し訓練等）の実施	●府LPガス協会
290	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る【新規】 ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府LPガス協会
291	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施（年1回以上）	●関西電力
292	○実践的な防災訓練を実施する（JRとの合同訓練も実施）	●北近畿タンゴ鉄道
293	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定（関西電力、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本）	●ライフライン事業者
294	○業界を越えたライフライン施設の復旧体制を整備する ・業界の相互救援体制を構築・拡充する	●府民生活部、ライフライン事業者
295	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・充電器貸出⇒避難所	●KDDI
完了	○「非常災害対策要領」を整備する	京都放送
4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う		
296	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村
4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う		
297	○被災者台帳システムを構築する	●府民生活部、京都大学防災研
298	○被災地域に対する円滑な支援体制を整備する【新規】	●府民生活部、京都大学防災研究所、市町村

4-2-9 災害後の仮住まいを確保する[再掲]		
	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める ・ 応急仮設住宅の建設にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●府民生活部、市町村
	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	●建設交通部、市町村
	○応急仮設住宅建設のための体制を整備する ・ マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う ・ マニュアルに則した訓練の実施  【先進】防災協力農地登録制度（向日市）	●建設交通部、●府民生活部、健康福祉部、市町村
	○発災時に民間施設等を一時利用できる体制を整備する ・ 災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める	●建設交通部、●府民生活部、市町村
4-2-10 生活再建を支援する		
299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・ 構築した被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行 ・ 生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・ 不況・災害応急生活資金特別融資制度（労働者資金貸付金）の実施	●市町村等、●府民生活部、●健康福祉部
300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・ 平時における地域コミュニティの強化 ・ 企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・ 地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供	●府民生活部、市町村
301	○各種相談活動を実施する ・ 被災者に対する犯罪被害や詐欺等の消費生活問題・被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・ 犯罪被害者サポートチームの活動や（公社）京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施	●警察、●府民生活部
302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局
4-2-11 廃棄物処理を進める		
303	○災害廃棄物処理計画を改善する ・ 全市町村に対し、必要に応じて改定を助言する	●環境部、市町村
304	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・ 応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村



## 5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する

大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。

このため、事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。

また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。

5-1 企業・大学の業務継続を確立する		
5-1-1 京都全体のBCPを進める<重点>		
305	◎府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・セミナー、意見交換会の開催 ・BCPに係る訓練の実施  【先進】会員事業所のための新型インフルエンザ対策ガイドラインの策定（商工会議所）	●府民生活部、商工労働観光部、企業等経済団体
306	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●府民生活部、各金融機関
307	○地域や業界において災害の情報共有等、連携したBCPを策定する【新規】	●府民生活部
308	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村
309	◎企業における事業継続体制を確保する ＜中堅企業の過半数で策定を目指す＞ ・企業における事業継続計画の策定 ・関西広域連合と連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会等の開催	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村
310	○大学における防災体制を強化する【新規】	●府民生活部、大学、文化スポーツ部
311	◎大学における事業継続体制を確保する【新規】	●府民生活部、大学、文化スポーツ部
5-2 地域の業務継続を確立する		
5-2-1 地域の活力を維持する		
312	○復興対策本部の設置について地域防災計画に規定する【新規】	●府民生活部
313	○震災復興マニュアルや計画を策定する	●府民生活部、市町村、防災関係機関等
314	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	●府民生活部、市町村

## 6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する

京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ること留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。

6-1 京都のイメージを守る		
6-1-1 観光客等を保護する<重点>		
315	◎各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を進める <平成31年度までに全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する> 例)・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施	●府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等
316	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	●府民生活部、市町村
317	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●府民生活部
318	○市町村と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進する【新規】	●府民生活部
319	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する	●府民生活部、市町村
320	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す ・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる	●府民生活部、市町村
321	○関西圏域の帰宅支援ガイドラインを策定する	●府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等
322	○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供 ・放送事業者等との連携強化（FMココロとの協定等）	●知事室長 G、(財)京都府国際センター、府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村
完了	○エリアメール導入の検討を進める[再掲]	府民生活部
6-1-2 観光産業を再興する		
323	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	●商工労働観光部、京都市、市町村

6-2 「京都文化」を守る		
6-2-1 伝統・文化を守る<重点>		
324	<p>◎重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討</li> <li>・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備</li> <li>・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築（地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など）</li> <li>・緊急防災施設耐震改修事業の拡大</li> </ul> <p>【先進】清水寺周辺を取組（京都市） 【先進】文化財市民レスキュー体制の構築（京都市） 【先進】文化財まもり隊の設置（宇治市）</p>	●教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合
325	○文化財防災対策マニュアルを策定し（連絡体制整備を含む）、所有者等へ周知する	●教育庁、府民生活部、京都市
326	○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る	●教育庁、京都市
327	○文化財防火運動を実施する 年2回（夏・冬）それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者
一部完了	・文化財防火ステッカーの作成・配付	
328	○文化財の耐震化、防火対策等を進める	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国および府の指定・登録文化財保存修理等への補助（歴史的建造物等保存伝承事業）</li> <li>・巡視による指定・登録文化財の適切な保護管理の指導助言（指定文化財等巡視事業）</li> </ul>	
329	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する 「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、未指定文化財の保護、修理、防災対策への補助	●文化スポーツ部
	【先進】「文化財を守り伝える京都府基金」設置	
330	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る	●商工労働観光部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など</li> <li>・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施</li> <li>・文化財修復拠点の構築</li> </ul>	